

○須高行政事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(令和2年3月27日)

須高行政事務組合規則第3号)

(趣旨)

第1条 この規則は、須高行政事務組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和40年条例第4号）第2条の規定に基づき、須坂市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年須坂市条例第9号）第15条の規定により、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休暇等に関する基準について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間、休暇等に関する基準)

第2条 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準については、須坂市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年須坂市規則第18号）の例による。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。